

## 「サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進」に関する総合評価書の要旨

評価の対象	「サイバー空間の脅威に対する総合対策推進要綱」等に基づき、実施される施策
評価の期間	平成 23 年 10 月 21 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間
評価の観点	主にサイバー犯罪対策及びサイバー攻撃対策に関する施策が有効であるかという観点から評価を行った。

### 評価の対象とした施策等

- 第 1 サイバー犯罪に係る抑止対策
- 第 2 サイバー犯罪に係る捜査活動
- 第 3 サイバー犯罪に係る抑止対策と捜査活動の連動
- 第 4 サイバーテロ対策に係る推進事項
- 第 5 サイバーインテリジェンス対策に係る推進事項
- 第 6 サイバー攻撃事案の実態解明の推進
- 第 7 情報技術解析に係る推進事項
- 第 8 インターネットを利用した犯行予告・ウイルス供用事件への対応
- 第 9 部門間の連携

総合評価書の概要は次のとおり。

## 第1 サイバー犯罪に係る抑止対策（4～19、61頁）

### 【取組の内容】

犯罪の発生状況の把握（通報の呼び掛け、相談対応、サイバーパトロール、民間事業者との情報交換）

民間の自主的な被害防止活動の促進（広報啓発活動、サイバー防犯ボランティア活動の支援）

関係事業者等への働き掛け（自主的な防御措置の促進、情報セキュリティ事業者との連携、プロバイダ等の通信事業者及びインターネットカフェ事業者等との関係構築）

児童の犯罪被害防止対策の推進（出会い系サイト規制法の適切な運用、コミュニティサイト事業者等による自主的な被害防止活動の呼び掛け、児童ポルノの流通・閲覧防止等の対策、フィルタリングの導入等の周知徹底）

### 【取組の結果】

民間事業者からの通報促進等を定めた共同対処協定を286の事業者・団体（平成25年末）と締結しサイバー犯罪の潜在化の防止を図ったほか、相談対応の充実、サイバーパトロールの強化、プロバイダ連絡協議会等への参加を通じた情報交換により犯罪の発生状況の把握が推進された。

幅広い対象に向けてそれぞれ広報啓発活動を行うとともに、サイバー防犯ボランティア活動の支援を行うことによりサイバー防犯ボランティアの団体数及び活動人員数が増加し、民間の自主的な被害防止活動が促進された。

不正アクセス行為の発生状況の公表等を通じた自主的な防御措置の促進や、情報セキュリティ事業者との不正プログラムに係る情報共有の推進を図ったほか、インターネットカフェ事業者へ働き掛けを行い、インターネットカフェにおける書面による本人確認実施率等が向上した。

出会い系サイトの利用に起因する被害児童数及びインターネット・ホットラインセンターにおいて受理した児童ポルノの公然陳列に係る情報の件数が減少し、児童の犯罪被害防止対策が推進された。他方、コミュニティサイトの利用に起因する被害児童数は23年以降減少していたが、25年に入り増加に転じている。

### 【政策への反映の方向性】

以上のとおり、サイバー犯罪に係る抑止対策は推進されている。

しかしながら、相談件数が増加していること、コミュニティサイトの利用に起因する被害児童数が増加に転じていること、スマートフォンについて児童によるフィルタリングの利用率が従来型の携帯電話と比較して低くなっていること及びサイバー犯罪の検挙件数に増加傾向がみられることを踏まえれば、引き続きサイバー犯罪に係る各種抑止対策を推進する必要がある。

## 第2 サイバー犯罪に係る捜査活動（20～35、61頁）

### 【取組の内容】

態勢の確保（サイバー犯罪対策委員会の設置、サイバー犯罪捜査共助官の設置、サイバー犯罪特別対処班の設置、都道府県警察本部事件主管課と警察署等との連携強化、サイバー犯罪捜査検定の導入）  
新たな手口を用いた犯罪の先制的検挙・一斉検挙（コンピュータ・ウイルスに関する罪に係る検挙、改正不正アクセス禁止法による検挙、ファイル共有ソフト等を使用した事案の一斉取締り）  
違法情報の取締り、有害情報の実態解明等（違法情報・有害情報対策、インターネット上の犯罪インフラ対策）  
児童を対象とする性犯罪等の取締り  
犯罪組織等による組織的犯罪・国際的犯罪の取締り（犯罪組織が行うサイバー犯罪の取締り、外国の捜査機関等と連携した取締り）  
被害財産の回復と犯罪収益の剥奪（犯罪に利用された預金口座の凍結、犯罪収益の発見確保）

### 【取組の結果】

サイバー犯罪に連携して対処するため、全都道府県警察にサイバー犯罪捜査共助官を、警視庁にサイバー犯罪特別対処班を設置した。また、関係部門の連携を図るため、全都道府県警察にサイバー犯罪対策委員会を設置するとともに、警察本部と警察署等の連携を強化した。さらに、サイバー犯罪捜査検定の対象者にサイバー犯罪対策部門以外の他部門の警察官も含めるよう指示した。これらの取組により、態勢の確保が推進された。

いわゆるコンピュータ・ウイルスやフィッシング行為等の新たな手口を用いた犯罪に対する先制的検挙を行い、これらの罪に起因する被害の拡大防止を図った。また、ファイル共有ソフト等を使用した著作権法違反事件等の一斉取締りの実施回数等が増加した。これらの取組により、新たな手口を用いた犯罪の先制的検挙・一斉検挙が推進された。

全国協働捜査方式の活用により、違法情報の検挙件数が大幅に増加した。また、有害情報の実態解明が進められたほか、民間事業者のサイバーパトロールの通報対象に犯罪インフラ関連情報である薬物関連情報、振り込め詐欺等関連情報が加えられるなど、インターネット上の犯罪インフラ対策が推進された。

インターネットを利用した児童ポルノ事犯や児童買春事犯等の検挙件数が増加し、児童を対象とする性犯罪等に対する取締りが推進された。

暴力団幹部によるサイバー犯罪を検挙した。また、サイバー犯罪に係る国際捜査共助等の件数が増加したほか、外国捜査機関等と連携したサイバー犯罪の検挙が行われた。

サイバー犯罪に利用された預金口座の凍結依頼及びサイバー犯罪に係る起訴前の没収保全を行い、サイバー犯罪による被害財産の回復と犯罪収益の発見確保に努めた。

### 【政策への反映の方向性】

以上のとおり、サイバー犯罪に係る捜査活動は推進されている。

しかしながら、サイバー犯罪の検挙件数は増加傾向にあり、引き続き、サイバー犯罪に対処するため、必要な態勢を確保し、各都道府県警察間、各部門間はもとより外国捜査機関とも緊密に連携し、各種サイバー犯罪に係る捜査活動を適切に推進していく必要がある。

また、その際には被害財産の回復と犯罪収益の発見確保についても確実に行われるよう努める必要がある。

### 第3 サイバー犯罪に係る抑止対策と捜査活動の連動（36～41、61頁）

#### 【取組の内容】

犯罪抑止効果も狙った戦略的な捜査の実施

被害拡大防止に配慮した迅速な捜査と事件広報（サイバー犯罪特別対処班の設置、事件広報）

事件広報を通じた情報発信（インターネットに係る制度の未整備がその発生を容易にしている犯罪を検挙した場合には、それら未整備の課題等に関する情報を発信し、関係機関・団体等に対して所要の改善を図るよう要請）

#### 【取組の結果】

インターネットバンキングに係る不正送金事犯やスマートフォンを対象とした不正指令電磁的記録保管事案等の被害が拡大しやすく、犯行手口があまり認知されていない新たな事犯の検挙、犯行グループの指示役の検挙が行われており戦略的な捜査が進められた。

被害の急増したインターネットバンキングに係る不正送金事犯に迅速に対処するため警視庁にサイバー犯罪特別対処班を設置した。また、同事犯に関連した被害拡大防止のため、ウイルス対策ソフトの導入の呼び掛けや被害発生状況について広報を実施した。

事件広報を通じた情報発信の例としては、コミュニティサイトにおける児童被害の実態について情報発信や事業者への働き掛けを行ったこと等により、コミュニティサイトにおけるゾーニングの導入が図られたものなどがある。

#### 【政策への反映の方向性】

以上のとおり、サイバー犯罪に係る抑止対策と捜査活動の連動は推進されている。

しかしながら、サイバー犯罪は被害が広範囲かつ不特定多数に及びやすい特性を有しており、引き続き、抑止対策と捜査活動の連動に努める必要がある。

## 第4 サイバーテロ対策に係る推進事項（42～46、62頁）

### 【取組の内容】

総合的な対策を推進するための態勢の確保（サイバーテロ事案の未然防止、都道府県警察等のサイバー攻撃対策の態勢強化、警察庁の司令塔機能の強化）

未然防止のための官民連携の推進（重要インフラ事業者等に対する個別訪問、重要インフラ事業者等との共同訓練の実施、サイバーテロ事案の未然防止）  
事案発生時の的確な対処

### 【取組の結果】

重要インフラ事業者等に対するサイバー攻撃により国民生活や社会経済活動に甚大な影響を与える事案は発生しなかった。また、サイバー攻撃特別捜査隊、サイバー攻撃対策官、サイバー攻撃分析センターの設置等により、サイバーテロに係る総合的な対策を推進するための態勢が確保された。

都道府県警察による重要インフラ事業者等との共同訓練回数は減少したものの、標的型メール攻撃等のデモンストレーションを含むセミナーを開催するとともに（平成25年度中に全都道府県で実施予定）、最新の手口等を紹介し注意喚起を行う個別訪問件数が大幅に増加し、未然防止のための官民連携が推進された。

全国において、警察庁、都道府県警察警備部門及び都道府県（方面）情報通信部によるサイバーテロ対策訓練が実施され、事案発生時に所要の措置を講ずる態勢が確保された。

### 【政策への反映の方向性】

以上のとおり、サイバーテロ対策は推進されている。

しかしながら、サイバー空間の脅威が依然として存在していることを踏まえれば、サイバーテロに関する情報の収集・分析等により、サイバーテロの未然防止及び実態解明を推進するとともに、事案発生時の対処能力を高めるよう、実際の事案に準じた想定等の下で訓練に努める必要がある。

## 第5 サイバーインテリジェンス対策に係る推進事項（47～50、62頁）

### 【取組の内容】

総合的な対策を推進するための態勢の確保（標的型メール攻撃の把握、新たな手口の把握、都道府県警察等のサイバー攻撃対策の態勢強化、警察庁の司令塔機能の強化）

未然防止のための官民連携の推進（サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークの活用、不正プログラム対策協議会の活用）

### 【取組の結果】

サイバーインテリジェンスに用いられる手法である標的型メール攻撃の件数は減少したものの、その手口は巧妙化しており、いわゆる「水飲み場」型攻撃等の新たなサイバーインテリジェンスの手口も確認している。また、サイバー攻撃特別捜査隊、サイバー攻撃対策官、サイバー攻撃分析センターの設置等により、サイバーインテリジェンスに係る総合的な対策を推進するための態勢が確保された。

サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークへの参画事業者数が増加し、サイバーインテリジェンスによる情報窃取の被害を未然に防ぐための官民連携が進められた。

### 【政策への反映の方向性】

以上のとおり、サイバーインテリジェンス対策は推進されている。

しかしながら、サイバーインテリジェンスの未然防止及び事案の実態解明を推進するために、サイバーインテリジェンスに関する情報の更なる収集・分析を図る必要があることから、今後は、サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークの参画事業者数を引き続き拡大していくとともに、各事業者からの積極的な情報提供を促す必要がある。

【取組の内容】

国際捜査共助・協力要請  
サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークの活用  
都道府県警察等のサイバー攻撃対策の態勢強化  
警察庁の司令塔機能の強化  
捜査への民間の知見の活用

【取組の結果】

サイバー攻撃事案に係る国際捜査共助・協力要請の件数は増加した。  
サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークへの参画事業者数が増加した。  
サイバー攻撃特別捜査隊を、13 都道府県警察に約 140 名体制で設置した。  
警察庁にサイバー攻撃対策官を設置するとともに、これを長とするサイバー攻撃分析センターを設置した。  
サイバー攻撃特別捜査隊設置県では、部外有識者との協力関係を構築し、情報セキュリティに関する情報の提供や警察職員を対象とした講演を依頼するなどして、捜査に民間の知見を生かしている。

【政策への反映の方向性】

以上のとおり、サイバー攻撃事案の実態解明は推進されている。  
しかしながら、サイバー空間の脅威は依然として存在しており、今後も、サイバー攻撃に関する情報の収集・分析等を実施し、サイバー攻撃事案の実態解明を更に推進していく必要がある。

【取組の内容】

情報通信技術の高度化に対応する情報技術解析態勢の強化  
サイバー攻撃手法の巧妙化・複雑化に対応する技術力の強化  
最新の技術情報の国際的な共有の促進

【取組の結果】

電磁的記録媒体の記憶容量の増大、スマートフォンの普及等に対応するための態勢の整備により、電磁的記録の解析総容量及び携帯電話機の解析台数に占めるスマートフォンの解析台数の割合が増加した。

不正プログラムの解析に迅速に対応できる態勢の強化を進めることにより、不正プログラムの解析件数が増加した。

アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議を開催し、解析技術やサイバー犯罪捜査に係る知識・経験等の共有を図った。

【政策への反映の方向性】

以上のとおり、情報技術解析の向上が推進されている。

しかしながら、依然として、スマートフォンのような新たな電子機器が様々な犯罪に悪用されていること、不正プログラムの内容の巧妙化が進んでいること等から、これらに対応するため、引き続き、態勢及び技術力の強化並びに技術情報の国際的な共有を図る必要がある。



第 8 インターネットを利用した犯行予告・ウイルス供用事件への対応（57～58、63 頁）

【取組の内容】

4 都府県警察による検証の結果、遠隔操作等の可能性に対する認識不足、部門間の連携不足、逮捕判断時における検討不足、自白事案における供述吟味不足並びに否認事案における供述吟味及び裏付け捜査不足という反省事項が得られた。

同事件を受け、サイバー空間で今後起こり得る様々な事態にも対処できるよう「サイバー犯罪対処能力の強化等に向けた緊急プログラム」を取りまとめ、同プログラムに掲げられた対処能力の向上、民間事業者等の知見の活用、国際連携の推進及び広報啓発の施策を進めた。

【取組の結果】

対処能力の向上

- ・ 都道府県警察における民間の専門家の登用
- ・ 警察庁におけるサイバー攻撃対策官の設置

民間事業者等の知見の活用

- ・ 総合セキュリティ対策会議における日本版 NCFTA の創設に向けた報告書の作成
- ・ ウイルス対策ソフト提供事業者等に対するウイルスに関する情報の提供
- ・ 関係事業者に対するサイバー犯罪に係る手口分析等の依頼

国際連携の推進

- ・ 米国 NCFTA の捜査実習への捜査員の派遣
- ・ 外国捜査機関に対する捜査共助要請の積極的な実施

広報啓発

- ・ 「情報セキュリティ月間」に合わせた広報啓発の実施
- ・ サイバーテロ対策協議会等を通じた広報啓発の実施

【政策の反映の方向性】

以上のとおり、「サイバー犯罪対処能力の強化等に向けた緊急プログラム」に掲げられた対処能力の向上、民間事業者等の知見の活用、国際連携の推進及び広報啓発がそれぞれ推進されている。

引き続き、同プログラムに掲載された施策の更なる推進に努める必要がある。

【取組の内容】

サイバー空間の脅威に対する総合対策委員会の設置  
長官官房審議官（サイバーセキュリティ戦略担当）の設置  
サイバー犯罪対策委員会の設置  
サイバー犯罪捜査検定制度の導入

【取組の結果】

サイバー空間の脅威に関する情報を総合的に集約分析し、警察庁及び都道府県警察が講ずべき対策方針を定め、その達成を図ることを任務とした、次長を長とし、局長級を委員とするサイバー空間の脅威に対する総合対策委員会を警察庁に設置した。

サイバー空間の脅威に対処するための課題に対して戦略的かつ全庁的な対応を強化するため、サイバーセキュリティ戦略を統括する長官官房審議官を置き、組織横断的な態勢の構築を図った。

都道府県警察におけるサイバー犯罪対策に係る基本方針の策定その他重要な意思決定を行うためにサイバー犯罪対策委員会を設置し、都道府県警察における部門間の連携を図った。

サイバー犯罪捜査検定の対象者にサイバー犯罪対策部門以外の部門において勤務する警察官も含めたことで、部門横断的なサイバー犯罪対処能力の向上を図った。

【政策への反映の方向性】

以上のとおり、部門間の連携は推進されている。

しかしながら、情報技術の発達に伴い、サイバー空間の脅威は日に日に深刻さの度合いを増しており、そのスピードも極めて速い。したがって、警察全体としてサイバー空間の脅威に対処する能力の強化を不断に行っていく必要がある。

### 【施策全体の評価】

平成23年10月に策定した「サイバー空間の脅威に対する総合対策推進要綱」に基づき、サイバー犯罪・サイバー攻撃に関する諸対策を推進した結果、各種態勢が整備されるなどして、対処能力の向上が図られたほか、捜査活動と抑止活動の連動や民間事業者等との連携が推進されるなど、サイバー空間の脅威に関する諸対策について着実に推進されていると評価することができる。

### 【今後の施策の方向性】

平成24年に発生したインターネットを利用した犯行予告・ウイルス供用事件や、25年に入り急増しているインターネットバンキングに係る不正送金事犯等にみられるように、サイバー空間における脅威はますます深刻化しており、「サイバー空間の脅威に対する総合対策推進要綱」に基づく対策を引き続き推進していく必要がある。

また、同要綱策定後の情勢の変化等を踏まえ策定された「サイバー犯罪対処能力の強化等に向けた緊急プログラム」（平成25年1月16日付けサイバー空間の脅威に対する総合対策委員会決定）、「サイバーセキュリティ戦略」（平成25年6月10日情報セキュリティ政策会議決定）及び「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）に掲げられた施策を着実に推進し、サイバー空間における様々な事態への対処能力の強化に不断に取り組む必要がある。

中でも、サイバー犯罪及びサイバー攻撃の抑止対策とサイバー空間における捜査力の強化を図る上で、産学官の新たな連携枠組みである日本版NCFTAの創設と匿名性等を悪用したサイバー犯罪等の捜査を的確に行うための通信履歴（ログ）の保存の在り方についての検討が重要である。

日本版NCFTAは、産学官が同じ場を共有した上でそれぞれの対処の経験を全体で蓄積・共有し、警察による捜査権限の行使等による脅威の特定、軽減及び無効化を可能とする産学官連携の新たな枠組みを創設しようとするものであり、可能な限り早期の創設が求められる。

また、我が国では、ログの保存制度が存在せず、サイバー犯罪等に対する事後追跡可能性が確保されていないことが、サイバー犯罪等に対処する上での課題の一つとなっているため、警察としても、セキュリティ上有益なログの種類、海外でのログの保存期間、国民の多様な意見等も勘案した上で、関係省庁と共にログの保存の在り方の検討に積極的に参画することとしている。